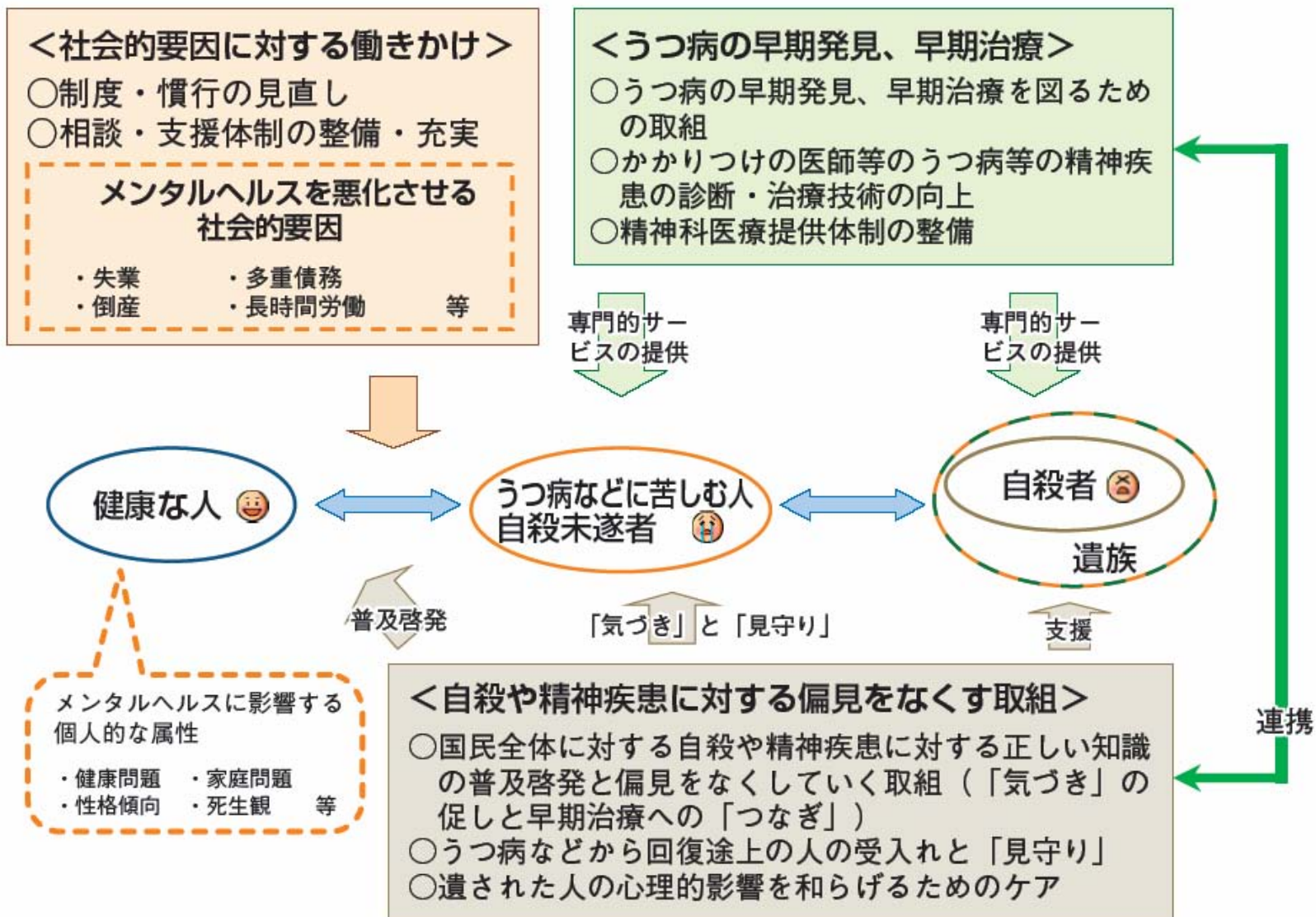


<自殺総合対策のイメージ>



6つの基本的考え方

■ 社会的要因も踏まえ総合的に取り組む

- ・働き方の見直しや再チャレンジが可能な社会を構築し、失業や多重債務等の相談支援体制を充実するとともに、うつ病等の早期発見、早期治療を推進
- ・命の大切さの理解を深めるとともに、自殺や精神疾患に対する正しい知識を普及・啓発し、偏見をなくすように取り組む
- ・適切な自殺報道が行われるようマスメディアの自主的な検討のための取組を期待

■ 国民1人ひとりが自殺対策の主役となるよう取り組む

- ・自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていくことが重要

■ 自殺の事前予防、危機対応に加え、未遂者や遺族への事後対応に取り組む

- ・未遂者や遺族への事後対応については、再度の自殺や後追い自殺を防ぐことも期待され、将来の事前予防につながる

■ 自殺を考えている人を関係者が連携して包括的に支える

- ・自殺にはいくつもの要因が複雑に関係しており、様々な分野の人々や組織が密接に連携して、包括的な取組を実施することが必要

■ 自殺の実態解明を進め、その成果に基づき施策を展開する

- ・自殺の実態は未だ明らかでない部分が多く、実態解明のための調査研究を進めつつ、当面はこれまでの知見に基づき施策を展開

■ 中長期的視点に立って、継続的に進める

- ・諸外国の例を見ても、自殺予防に即効性のある施策はないと言われている自殺対策は、中長期的視野に立って継続的に実施することが必要

当面の重点施策(9項目)

- 自殺総合対策大綱では、3つの基本認識と6つの基本的考え方を踏まえ、当面重点的に実施する施策として、9項目46の施策を定めている。

1 自殺の実態を明らかにする

- ・ 実態解明のための調査の実施
- ・ 情報提供体制の充実
- ・ 児童生徒の自殺予防についての調査の推進
- ・ 脳科学等様々な分野からのうつ病等精神疾患の病態解明及び診断・治療技術の開発・普及

2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す

- ・ 自殺予防週間(9月10日からの一週間)の設定と啓発事業の実施
- ・ 児童生徒の自殺予防に資する教育の実施
- ・ うつ病に関する普及啓発の実施



3 早期対応の中心的役割を果たす人材(ゲートキーパー)を養成する

- ・ かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上
- ・ 教職員への普及啓発等の実施
- ・ 介護支援専門員等への研修
- ・ 多重債務、失業、経営難に関連する相談員の資質の向上

4 心の健康づくりを進める

- ・ 労働者が相談しやすい環境整備等の職場におけるメンタルヘルス対策の推進
- ・ 精神保健福祉センター等地域の心の健康相談に関する窓口の充実
- ・ スクールカウンセラーの配置等学校における相談体制の充実

5 適切な精神科医療を受けられるようにする

- ・ 精神科医をサポートする人材養成など精神科医療体制の充実
- ・ うつ病の受診率の向上
- ・ うつ病スクリーニングの実施
- ・ 慢性疾患患者等に対する支援

6 社会的な取組で自殺を防ぐ

- ・ 地域における相談しやすい体制整備の促進
- ・ 多重債務者、失業者の相談窓口の充実
- ・ 経営者の再チャレンジ支援
- ・ ホームドア・ホーム柵の普及
- ・ インターネット上の自殺予告事案への対応等
- ・ 介護者への支援の充実
- ・ いじめ電話相談等の体制整備
- ・ ニート状態の若者の自立支援



可動式ホーム柵

7 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ

- ・ 救急医療施設における精神科医による診療体制等の充実
- ・ 家族等身近な人の見守りに対する支援

8 遺された人の苦痛を和らげる

- ・ 自殺者の遺族のための自助グループの運営支援
- ・ 学校、職場での自殺発生直後の身近な人へのケア等事後対応の促進
- ・ 遺族のための相談窓口一覧や民間団体の連絡先を掲載したパンフレットの作成・配布

9 民間団体との連携を強化する

- ・ 民間団体の人材育成に対する支援
- ・ 地域における公的機関との連携体制の確立
- ・ 民間団体の電話相談事業への支援
- ・ 民間団体の先駆的・試行的取組に対する支援



自殺防止呼びかけ箱



自殺の実態解明の取組

○心理学的剖検の手法を用いた「自殺予防と遺族支援のための基礎調査」

(実施機関) 自殺予防総合対策センター

- ・平成19年度においては、調査票、調査員トレーニング、調査実施体制の整備等

○民間での実態解明(「自殺実態白書2008」自殺実態解析プロジェクトチーム)

- (1)「自殺実態1000人調査」(平成20年7月4日に、305名分について公表)
- (2)あわせて、自殺の地域特性について公表(警察庁の2004年～6年の自殺統計原票から得られたデータより作成)

※自殺の実態解明に当たっては、官民それぞれの長所を活かした取組が重要



民間団体との協働

- 語られない死から語ることのできる死へ
- 自殺対策基本法制定の原動力
- NPOなどの民間活動は行政の限界を写す鏡

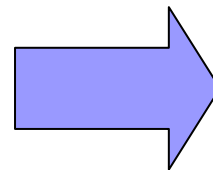
数値目標

- 平成28年までに、自殺死亡率を20%以上減
- なお、一人でも多くの自殺を考えている人を救うため、早期の目標達成に努力
- 目標を達成した場合、大綱の見直し期間（概ね5年）にかかわらず、目標を見直し

自殺死亡率

(人口10万人当たりの自殺者数)

平成17年
24.2



平成28年までに
19.36以下

自殺対策の現状

- 大綱に盛り込まれていた施策の中には平成20年度予算において初めて盛り込まれたものもある
- 総合的な自殺対策としては、まだ、緒についたところであるが、自殺対策基本法ができ、これまで、自殺は個人の問題として、精神保健対策の中で実施されていたものが、社会全体の的取として行わなければならないという認識の下、総合的な対策として一歩踏み出したところ

自殺対策関係予算 225億48百万円(246億84百万円)

1. 自殺の実態を明らかにする	221百万円 (235百万円)
2. 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す	1,480百万円 (1,107百万円)
3. 早期対応の中心的な役割を果たす人材を養成する	584百万円 (622百万円)
4. 心の健康づくりを進める	4,036百万円 (6,162百万円)
5. 適切な精神科医療を受けられるようにする	391百万円 (343百万円)
6. 社会的な取組で自殺を防ぐ	14,116百万円 (14,613百万円)
7. 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ	1,730百万円 (1,528百万円)
8. 遺された人の苦痛を和らげる	82百万円 (65百万円)
9. 民間団体との連携を強化する	120百万円 (98百万円)

※ () 内は平成19年度当初予算額

自殺対策のより一層の推進を図るための取組

- 内閣府に有識者や自殺対策の現場で活躍している人による「自殺対策推進会議」を設置
- 今後、どのような施策が必要か、どのような改善や工夫が必要かなどを議論

自殺対策推進会議

<民間委員>

(座長) 樋口 輝彦	国立精神・神経センター総長
三上 裕司	日本医師会常任理事
五十嵐 千代	富士電機リテイルシステムズ(株)健康管理室主査 日本産業衛生学会産業看護部会副会長
五十里 明	全国衛生部長会会長 愛知県健康福祉部健康担当局長
斎藤 友紀雄	日本いのちの電話連盟常任理事
清水 康之	NPO法人ライフリンク代表
杉本 脩子	全国自死遺族総合支援センター代表幹事
高橋 祥友	防衛医科大学校教授
高橋 信雄	JFEスチール(株)安全衛生部部長
花井 圭子	日本労働組合総連合会総合労働局雇用法制対策局長
南 砂	読売新聞東京本社編集委員
向笠 章子	福岡県スクールカウンセラー、臨床心理士
本橋 豊	秋田大学医学部長
渡辺洋一郎	渡辺クリニック院長 (社)大阪精神科診療所協会会長



第1回自殺対策推進会議

<オブザーバー>

関係省庁担当課長等課長級 12名

硫化水素自殺に対するこれまでの対応について

(平成20年6月19日第4回自殺対策推進会議資料より)

<経緯等>

◇主な対応状況

- ① 3月11日 硫化水素自殺を誘引するインターネット上の掲示板の書き込みを認知し、インターネット・ホットラインセンターに通報【内閣府】
- ② 4月7日～ 各都道府県警察が硫化水素の製造を誘引する書き込みについて、掲示板の管理者に削除等の対応を依頼
- ③ 4月8日 救急活動における安全管理について周知【消防庁】
- ④ 4月18日～ 内閣府記者クラブ等に対するWHOの自殺報道の手引きについての周知【内閣府】
- ⑤ 4月24日 現場臨場時における二次被害防止について通知【警察庁】
- ⑥ 4月25日 消防活動及び避難誘導の対応等について周知【消防庁】
- ⑦ // 入浴剤の販売に当たっての協力依頼【厚生労働省】
- ⑧ // 硫化水素中毒の治療法等について通知【厚生労働省】
- ⑨ // 検索サイト管理者の自主的取組に併せて、HPに緊急声明を掲載【自殺予防総合対策センター】
- ⑩ 4月30日 硫化水素ガスの製造を誘引する情報を有害情報として、掲示板の管理者等に削除を求めるよう通知【警察庁】
- ⑪ // 酸性洗剤の販売に当たっての協力依頼【経済産業省】
- ⑫ 5月20日 農薬の販売に当たっての協力依頼【農林水産省】

<今回の硫化水素自殺の特徴及び対応上の問題点>


情報の拡散による群発自殺を警戒した結果、3月初旬にインターネット上の掲示板の情報について認知していながら対応策が4月下旬になった等果敢な対応に問題を残したほか、以下の点が問題点として挙げられる。

- (1) インターネット上の掲示板への硫化水素ガスの発生方法の書込み
→自殺方法を教示する情報の取扱いが明確でないこと、また、インターネット上で広がった情報を完全に削除することは困難である一方で、削除要請を行うことにより、かえって注目を集め、情報が拡散してしまうことを懸念
- (2) 単品ではそれほど危険性が高くなく、欠陥等の問題もない日用品を意図的に混ぜ合わせるという方法
→自殺防止の観点から、製品の製造、販売について事業者に対応を求めることは困難であるとの認識から、販売方法等に関する関係省庁からの情報収集の不足
- (3) 第三者に危害が及ぶ可能性の高い危険な方法
→当初は、硫化水素自殺の拡大を防ぐことによって、近隣住民等第三者への危害も防止できるという認識の下、群発自殺防止の観点からの対応に重点、硫化水素自殺が発生した際の対応等についての関係省庁との連携が不足



＜今後の課題＞

- (1) **インターネット上の自殺を誘引する情報の取扱い方針の明確化等**
 - ・ 官民が連携して、第三者に危害を及ぼすおそれのある自殺方法に関する情報の取り扱い方針の明確化
 - ・ インターネット上の自殺を誘引する情報に対する監視体制の充実等
 - ・ 違法・有害情報の検知技術の開発・普及
- (2) **インターネット上での自殺防止策の強化**
 - ・ 自殺予防サイトの優先表示など検索サイト管理者の自主的な取組に対する支援
 - ・ 自殺予防ポータルサイトの構築など自殺予防サイトの利便性を高める取組の促進
- (3) **WHOの自殺報道の手引きの周知徹底等**
 - ・ これまでの国による取組に加え、地方公共団体等による手引きの周知の促進
 - ・ マスメディアと専門家との意見交換の継続的な実施
- (4) **危険な物質を容易に製造することができる日用品についての対策**
 - ・ 現在の販売時の取組の継続
 - ・ 同種事案が発生した場合に、販売時の注意喚起の早期実施及びインターネット上の通信販売における販売方法の見直しの要請
- (5) **二次的被害の防止の取組**
 - ・ 警察官や消防職員等に対する硫化水素の危険性、対処方法の周知
 - ・ 国民に対する硫化水素の危険性、対処方法の周知
- (6) **早期情報収集と関係省庁の連携体制の強化**
 - ・ 監察医務院等からの情報収集体制の整備
 - ・ 事案に対応した関係省庁会議の機動的開催
- (7) **その他**
 - ・ 硫化水素自殺の発生状況、背景等の調査・分析



(第3回・第4回自殺対策推進会議提出資料より)

自殺総合対策として追加、充実を検討すべき課題について(未定稿)

<第1回、第2回の会議の議論のまとめ>

(1) 市区町村の取組を推進するために何をすべきか

- ① 自殺者数等の市区町村ごとのデータの提供【自殺統計原票の見直し、人口動態調査の死亡小票の目的外使用に係る手続きの簡素化】
- ② 市区町村の自殺対策担当部署の設定
- ③ 警察による自殺統計の積極的なデータの提供

(2) インターネットを通じた自殺防止のために何をすべきか

- ① 自殺予防サイトの充実【ポータルサイトの構築・運営】
- ② 様々な相談先の検索機能の強化
- ③ 予告事案に対するネット上での監視・介入

(3) 精神科医療を充実するために何をすべきか

- ① 精神科に通院歴のある自殺者の症例研究

(4) 有職者の自殺防止のために何をすべきか

- ① 業務上の精神障害の災害事案の収集と分析
- ② 労働者の家族を含めたメンタルヘルス対策の推進
- ③ 職場においてメンタルヘルス対策を推進する者等の選任・育成の促進
- ④ 職場におけるメンタルヘルス対策の取組状況の把握及びそれを踏まえた対策の推進
- ⑤ 派遣労働者、業務委託など職場の産業保健スタッフが実態を把握できない労働者のメンタルヘルス対策の推進
- ⑥ 職場のメンタルヘルス対策の推進について企業のトップへのアプローチ
- ⑦ 休業中の労働者への支援の充実、職場復帰支援の好事例の普及啓発
- ⑧ 個人事業主、失業者のメンタルヘルス対策の推進【地域保健との連携強化】
- ⑨ 自殺者の雇用形態の把握【自殺統計原票の見直し】
- ⑩ 地域における労働者のメンタルヘルス対策推進の拠点の整備
- ⑪ メンタルヘルス相談機関等事業場外資源の活用の促進
- ⑫ 長時間労働の抑制等仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

(5) こころの健康づくりを充実するために何をすべきか

- ① うつ病についての正しい知識の啓発
- ② うつ病以外の精神疾患についての啓発
- ③ こころの健康問題についての相談体制の強化

(6) 自殺未遂者に対する支援を充実するために何をすべきか

- ① 自殺未遂者の自助グループの立ち上げ支援
- ② 自傷行為を繰り返す事例（ハイリスク群）への支援

(7) 自死遺族に対する支援を充実するために何をすべきか

- ① 遺族に対する情報提供
- ② 遺族の集いに関わる人の資質向上
- ③ 遺族に関わる分野の職種に対する研修【二次被害の実態を踏まえた研修資料の作成】
- ④ 遺族の集いの場への支援【公的施設の使用】

(8) 民間団体への支援を充実するために何をすべきか

- ① 財政支援の充実【民間団体が使いやすい助成制度】
- ② 遺族の集いの場への支援<再掲>

(9) 硫化水素による自殺のような事案にどのように対応すべきか

- ① 有害情報の的確な削除依頼
- ② 適正な自殺報道【メディアカンファレンスの継続的開催】
- ③ 販売流通規制のあり方【ネット上の抱き合わせ販売の自粛】
- ④ 事案発生時の対応についての情報提供
- ⑤ マスメディア向けの正確・的確な情報発信
- ⑥ 硫化水素の製造を誘引する情報の削除依頼の推進
- ⑦ 自殺手段に関する実態分析

(10) 高齢者の自殺を防ぐために何をすべきか

- ① 高齢者の自殺の実態分析

(11) 子どもの自殺を防ぐために何をすべきか

- ① 教職員向けの自殺予防の資料作成【児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議の検討推進】



自殺対策において保健師に期待される役割

- 地域の実態把握、関係機関との連携
- 職場のメンタルヘルス対策における地域保健と職域保健との連携
- 自殺者の遺族のための自助グループの運営支援
- 自殺未遂者やその家族等の身近な人の見守りに対する支援